

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組		評価方式	総合	番号	11
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	64,363	62,771	74,153		65,817	
（ 補 正 後 ）	64,363	62,771	74,153			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	64,363 <0>	62,771 <0>				
支出済歳出額（千円）	46,943	56,337				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	17,420 <0>	6,434 <0>				

<p>達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法</p>	<p>【目標】新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。 本施策を構成する具体的施策ごとの目標は以下のとおり。</p> <p>1. 「<u>国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</u>」について 達成すべき目標としては以下のとおり。</p> <p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等 (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること また、達成度を示す具体的な目標としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年5～6月に開催される国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程検討会議に向けた積極的かつ建設的な貢献。 ・ 我が国の海洋権益の確保のための各種取組（200海里を超える大陸棚の延長申請等）の進展。 ・ 国際的な子の奪取の民事面に関する条約の締結の可能性の検討作業の一層の進展。 <p>2. 「<u>政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</u>」について 二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤の枠組みを作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化することを目標とする。</p> <p>また、達成度を示す具体的な目標としては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日朝間の諸問題、日露平和条約への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）。 ・ テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）。 <p>3. 「<u>経済・社会分野における国際約束の締結実施</u>」について (1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること。 (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画すること。</p>
<p>政策評価結果を受けて 改善すべき点</p>	<p>該当項目なし</p>

<p>評価結果の予算要求等 への反映状況</p>	<p>【予算要求】</p> <p>「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用経費」に関しては、評価結果を踏まえ、今日の国際社会において国際法が果たす役割がますます大きくなっており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要があるとの観点から、(1) 国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張及びそのような会合における国際法規の形成及び発展の促進、(2) 国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施及び国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用、(3) 要請に基づいた公開講座や大学における臨時的講義の実施、研究者、学生等との意見交換及び交流の実施並びに我が国の国際約束に関する情報の継続的とりまとめ及び対外的な公表することにつき、十分な体制で取り組んでいくための経費を要求した。</p> <p>「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施経費」に関しては、評価結果を踏まえ、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するという観点から、(1) 戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすること、(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することにつき、十分な体制で取り組んでいくための経費を要求した。</p> <p>「経済・社会分野における国際約束の締結実施経費」に関しては、評価結果を踏まえ、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を進める経済連携協定、社会保険料の二重払いの問題解決等を目的とした社会保障協定、二重課税を防止し、投資交流を促進させるための租税条約、投資の自由化、促進及び保護を目的とした投資協定などの経済・社会分野での国際約束を諸外国との間で締結することは急務となっており、これらの慎重な対応が必要とされる困難な交渉に直接条約締結担当者をあたらせることが不可欠であり、そのための経費を要求した。</p> <p>【定員要求】</p> <p>評価結果を踏まえ、</p> <p>(1) 特に国際私法分野の条約の締結に向けて、必要な国内法整備等について一層の検討を進め、もって「新たな国際ルール作りに積極的に貢献する」との施策の目標達成に資するため、必要な定員1名、</p> <p>(2) 大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化するため、軍縮・不拡散関連条約その他の国際約束の作成交渉、締結、解釈及び実施に係る業務に必要な定員1名、</p> <p>(3) 経済及び社会分野の国際約束の締結交渉・既存の国際約束の解釈・実施に係る業務に必要な定員を、社会保障協定、租税条約及び人権分野につきそれぞれ1名、</p> <p>を要求した。</p>
------------------------------	--

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組					番号	11		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際法形成・発展に向けた取組に必要な経費	74,153	65,817		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							74,153	65,817	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計							74,153	65,817		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国際法の形成・発展に向けた取組				番号	11		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省国際法局

<p>政策名</p>	<p>国際法の形成・発展に向けた取組</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 299 頁)</p>	<p>11</p>
<p>政策の概要</p>	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。次の具体的施策より構成される。</p> <p>Ⅱ-5-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p> <p>Ⅱ-5-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p> <p>Ⅱ-5-3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施</p>	
<p>政策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【総合的評価】</p> <p>Ⅱ-5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-5-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-5-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>Ⅱ-5-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆</p> <p>【必要性】</p> <p><u>1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について</u></p> <p>今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見を基に国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。</p> <p><u>2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について</u></p> <p>(1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。</p> <p>(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。</p> <p><u>3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について</u></p> <p>(1) WTOドーハ・ラウンド交渉及びFTA/EPAの推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTOの紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。</p> <p>(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。</p> <p>(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化</p>	

するためにも有意義である。

【効率性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

六者会合の開催、日露首脳会談等の開催、「在日米軍駐留経費負担特別協定」及び「日・中刑事共助条約」の締結、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の署名・国会提出、ロシア・EU との刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束とともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、施策の目標に向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【有効性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

【反映の方向性】

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

- (1)平成 21 年1月に行われた国際刑事裁判所 (ICC) 裁判官選挙において齋賀富美子裁判官が第1回目投票で再選され、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。
- (2)平成 20 年6月、東シナ海の油ガス田の開発に関する協力につき、中国と政治的合意を達成しており、日中間の懸案事項の国際法を通じた解決に向けた相当な進展があった。
- (3)平成 20 年 11 月、国連海洋法条約に基づき大陸棚延長申請を大陸棚限界委員会に提出した。
- (4)平成 21 年6月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法が成立した。
- (5)平成 21 年7月、国連安保理決議第 1874 号を実施するための貨物検査法案を閣議決定した。
- (6)平成 20 年6月、国会において国際物品売買契約条約 (ウィーン売買条約) が承認されたため、同年7月に我が国は同条約の批准書を寄託した (平成 21 年8月1日発効)。
- (7)各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

以下①～③に示すとおり、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下④に示すとおり、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け大きな成果があった。その結果、平成 20 年度において、本施策の目標達成に向けて相当な進展が見られた。

- ① 第6回六者会合に関する首席代表者会合における議論の結果、朝鮮半島の非核化を検証するためのメカニズム等に関する「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。
- ② 日露首脳会談において、領土問題について、我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと等につき両首脳が一致した。
- ③ 米国との間で、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結し、また、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を署名し国会に提出した。

④ 「日・中刑事共助条約」を締結し、また、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を署名し国会に提出した。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

平成 20 年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。

(1)平成 20 年度においては、各国との EPA(経済連携協定)締結に向けた動きが更に加速され、計4本の協定が発効に至り、2本の協定を国会に提出した。また、我が国としてヨーロッパの国との間で初めてとなるスイスとの EPA についても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。

(2)EPA を含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成 20 年通常国会での承認(計 14 本)や、平成 20 年臨時国会及び平成 21 年通常国会への提出(計 13 本)を円滑に進めることができた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。 ・2050 年までに温室効果ガスの排出量を半減させる長期目標を、経済成長と両立しながら実現することを目指し、議長国として、すべての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作りを主導してまいります。
	第 169 回国会外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	国際社会の平和と繁栄の実現のためには国際社会における「法の支配」の確立が求められており、国際裁判制度の活用などを通じ積極的に貢献していきます。
	第 171 回国会施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や、経済連携協定の交渉に取り組みます。 ・本年末には、地球温暖化対策の次期枠組みを決める国際会議が開催されます。すべての主要国が参加する、公平で実効ある枠組みの構築に向け、積極的な役割を果たしてまいります。
	第 171 回国会外交演説	平成 21 年 1 月 28 日	<p>「…在日米軍再編を着実に実施し、日米安保体制を堅持してまいります。」「…外相レベルを含めて北方領土問題の最終的解決に向けて強い意志を持って交渉を進めます。」「2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の成功に向けて、『核不拡散・核軍縮に関する国際委員会』を含め、関係国との協力を強化していく考えです。」</p> <p>「航行の安全確保や、何よりも、日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は正に火</p>

			急の課題であり、新たな法整備の検討を進めるとともに、できることから早急に措置を講じてまいります。」
--	--	--	---